I 利用者に預かり品を返還できない場合に備えて

保管物品受取人の選任

【ポイント】
(1) 利用者に預かり品を返還できない場合の「受取人」を利用者の意思により定める
(2) 保管物品受取人は預かり品を正当に管理、処分する権限のある者に引き渡すまでの間、一時的に預かり品を保管する立場にある
(3) 保管物品受取人は、利用者の推定相続人であり、かつ受取人となることについて同意する能力のある者の中から選任する。推定相続人がないなど、特別な事情がない限り選任する
(4) 利用者より、保管物品受取人の同意を得た保管物品受取人選任届兼同意書(様式第 17-1 号)を受領する
(5) 保管物品受取人が推定相続人であることを戸籍謄本等の提示を受けて確認する

【解説】

(1) 利用者が**保管物品受取人選任届兼同意書(様式第 17-1 号)**によって定めた人物について、ここでは「保管物品受取人」と表記します。

保管物品受取人の選任は、実施機関で預かっている保管物品を利用者に返還できない場合、すなわち利用者の死亡、または利用者の判断能力の低下のため支援が困難となり、実施機関からの解約をせざるを得ない場合に備え、利用者の意思により「受取人」を定めておくために行います。(**第 2 章Ⅵ4「保管物品受取人」**(p52)参照)

利用者が死亡した際には、保管物品受取人が他の相続人を探し、連絡をとるための窓口となります。

なお、保管物品受取人が未選任のまま利用者が死亡した場合、相続人全員に預かり品を返還するか、もしくは相続人全員の同意を得た者に返還しなければなりません。相続人調査や相続人との調整作業が難航すれば、支援は終了しても保管物品を容易に返還できない状態も予想されます。できる限り契約時に保管物品受取人を選任するよう努めてください。

(2) 保管物品受取人は、実施機関より返還された預かり品を利用者の財産、遺産を管理する権限をもつ者に返還するまでの間、一時的に預かり品を保管する立場にあります。実施機関は預かり品返還時までに利用者の遺言執行者など、預かり品の受領に関して法的により優先する者が現れた場合は、その者に預かり品を返還することとします。

(3)　保管物品受取人は、利用者の推定相続人であり、かつ受取人になることに同意する能力のある者の中から選びます。

推定相続人がない等、特別な事情がない限り契約時に選任します。なお、保管物品受取人が推定相続人であることを戸籍謄本等で確認します。具体的には、利用者または保管物品受取人が請求した戸籍謄本、除籍謄抄本（ここでは「戸籍謄本等」と記載）の提示を受け、確認します。

◆相続順位に変更が生じた場合に備え、第 2 順位の相続人からも保管物品受取人を選任しておく場合

推定相続人のなかから保管物品受取人を選任しているが、第 1 順位の推定相続人が死亡した場合に第 2 順位の推定相続人へ返還できるよう、**相続順位に変更が生じた場合に備えた保管物品受取人選任届兼同意書（様式第 17-3 号）**により、第 2 順位の推定相続人からも保管物品受取人を選任しておくことができます。

◆保管物品受取人が選任されているが、事情により他の推定相続人に変更する場合

保管物品受取人変更届兼辞退届(様式第 17-2 号)により先の保管物品受取人から辞退の承諾を得たうえで、**保管物品受取人選任届兼同意書(様式第 17-1 号)**により、新たな保管物品受取人を選任します。

◆指定された保管物品受取人が先に死亡した場合

保管物品受取人選任届兼同意書(様式第 17-1 号)により、新たに保管物品受取人を選任します。

(4)　保管物品受取人を選任する際には、利用者が定めた保管物品受取人の同意を得たうえで、**保管物品受取人選任届兼同意書(様式第 17-1 号)**を受領します。選任後、預かり書の保管物品受取人の欄に記載します。

また、**保管物品受取人選任届兼同意書(様式第 17-1 号)**の写を大阪府社会福祉協議会へ送付します。

（参考）法定相続人の範囲について

利用者が死亡した場合、預かり品は相続人に返還しなければなりません。これは、利用者に属する財産は、利用者の死亡により当然に相続人に移転するからです。

相続人以外の者に預かり品を返還することによって、実施機関が親族間のトラブルに巻き込まれることも考えられ、そういった事を回避するためにも、相続人に返還することが必要になります。

また、銀行は、預金者が死亡した事を知った時点で預金支払を凍結しますので、相続人が銀行で所定の手続を行わない限り、預金を解約したり、名義変更したり、引き出すことはできません。つまり、相続人以外の者が預かり品を受け取っても、預金を引き出すことはできないのです。

では、相続人の範囲とはどの範囲までなのでしょうか。下記に基本事項を記述します、

配偶者は常に相続人となりますが、その他の人は次の順位で配偶者と共に相続人となります。

第１順位　子又はその代襲相続人　【子、養子、嫡出、非嫡出を問いません】

子のうちで、子（被相続人の孫）を残して先に死亡している者がいるときは孫へ、孫が死亡しているときはひ孫へと、直系卑属が相続人となります。

第２順位　直系尊属　【父母、祖父母など】

父母がどちらも死亡していて、その父母（被相続人の祖父母）がいるときは、被相続人の祖父母が相続人になります。

第３順位　兄弟姉妹または代襲相続人（一代限り）

兄弟姉妹のうちで、その子（被相続人の甥、姪）を残して先に死亡している者がいるときは、その甥、姪一代に限り、相続人になれます。

＊保管物品受取人を選任する際、第１順位の推定相続人が生存している限りは第２順位、第３順位の推定相続人を選任することはできません。

用語解説

代襲相続とは

被相続人が死亡するよりも先に相続人が死亡したこと等により、その相続人の直系卑属が相続人に代わって相続することをいいます。